

鹿児島県 工事成績評定要領 考查項目別運用表

考查項目順(土木関係)

2023年4月改定(上段:新規定 下段:運用)

1 施工体制	I 施工体制一般	監督員	・ ・ ・ ・ ・	1
1 施工体制	II 配置技術者	監督員	・ ・ ・ ・ ・	2
2 施工状況	I 施工管理	監督員	・ ・ ・ ・ ・	3
2 施工状況	I 施工管理	検査員	・ ・ ・ ・ ・	4
2 施工状況	II 工程管理	監督員	・ ・ ・ ・ ・	5
2 施工状況	II 工程管理	総括監督	・ ・ ・ ・ ・	6
2 施工状況	III 安全対策	監督員	・ ・ ・ ・ ・	7
2 施工状況	III 安全対策	総括監督	・ ・ ・ ・ ・	8
2 施工状況	IV 対外関係	監督員	・ ・ ・ ・ ・	9
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員	土木一般	10
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	検査員	土木一般	11
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	土木一般	12
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	維持・修繕工事	13
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	監督員	港湾浚渫工事	14
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	コンクリート構造物工事	15
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	土工事(切土、盛土、築堤等工事)	17
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	護岸・根固・水制工事(港湾工事以外)	18
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準)	19
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事)	21
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	舗装工事	23
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	法面工事	25
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	基礎工事及び地盤改良工事	27
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	海岸工事	29
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	30
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	塗装工事	32
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	トンネル工事	33
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	植栽工事	35
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	36
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	電線共同溝工事	38
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急)	39
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	40
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	港湾築造工事(浚渫、海岸築造工事を含む)	41
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	空港用地造成工事(排水工事、地盤改良工事を含む)	46
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	空港舗装工事	50
3 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ	検査員	コンクリート構造物工事、砂防構造物工事、海岸工	54
3 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ	検査員	土工事(盛土・築堤工事等)	55
3 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ	検査員	切土工事	56
3 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ	検査員	護岸・根固・水制工事	57
3 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ	検査員	鋼橋工事	58
3 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ	検査員	地すべり防止工事	59
3 出来形及び出来ばえ	III 出来ばえ	検査員	舗装工事	60

3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	法面工事	61	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	基礎工事(地盤改良等を含む)	62	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	コンクリート橋上部工事	63	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	塗装工事(工場塗装を除く)	64	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	植栽工事	65	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	防護柵(網)工事	66	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	標識工事	67	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	区画線工事	68	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	維持修繕工事	69	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	電線共同溝工事	70	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	港湾築造工事(海岸築造工事を含む)	71	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	港湾浚渫工事(地盤改良工事を含む)	72	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	ブロック製作工事(ケーソン陸上製作工事を含む)	73	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	空港用地造成工事(排水工事、地盤改良工事を含む)	74	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	検査員	空港舗装工事	75	
4 工事特性 施工条件等				総括監督	76
5 創意工夫 創意工夫				監督員	80
6 社会性等 地域への貢献等				総括監督	82
7 法令遵守等 法令遵守等				総括監督	83

1 施工体制	I 施工体制一般	監督員
1		
	●評価対象項目 加減点＝1点×該当項目数÷全項目11	1 ○
1	<p>施工体制一般については是正を要求すべき事項がなかった。</p> <p>監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。品質証明員を定めた工事において、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、当該評価項目も評価しない。</p>	2 ○
2	<p>施工計画書の内容が現場条件を反映して十分（遺漏や不足がないことをいう。以下同じ。）であった。</p> <p>○が十分であるとは、遺漏や不足がないことを意味する。必須のものが揃っていれば加点する。以下の規定についても同じ。品質証明員を定めた工事において、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、当該評価項目も評価しない。</p>	3 ○
3	<p>施工体制台帳及び施工体系図の記載内容、備置及び掲示方法が十分であった。</p> <p>施工体制台帳の調製と施工体制体系図の作成は義務であるから、評価対象はその備置と掲示の状況とする。</p>	4 ○
4	<p>品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能していた。</p> <p>品質証明の対象工事及び品質証明の対象工事に準じて品質証明員を定めた工事を対象として、土木工事共通仕様書で示す品質証明員の資格及びその履行内容が適正な場合に評価する。なお、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、上記評価項目の1及び2についても評価しない。</p>	5 ○
5	<p>下請契約が適正であり、当該工事に関して「鹿児島県建設業法ホットライン」への通報又は「元請下請関係に関する相談窓口」への相談がなかった。</p> <p>当該工事について通報又は相談があった場合は加点しない。通報又は相談の有無は受注者への聴き取りで確認する。</p>	6 ○
6	<p>受注者がその下請人の社会保険（健康保険、年金保険及び雇用保険）の加入状況を確認しており、作業員名簿に社会保険欄が空欄の者がいない。</p> <p>二次以降の下請についてもチェックする。保険番号又は「非該当」の記載がない場合は加点しない。</p>	7 ○
7	<p>緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>本項は「発生した場合」の、事後対応（被害の拡大防止など）の良否を評価する。</p>	8 ○
8	<p>現場に対する本店や支店による支援体制が、ISO9001（品質マネジメントシステム）で認証されている。</p> <p>認証の有無は聴き取りで確認する。</p>	9 ○
9	<p>建設業退職金共済制度に加入しており、工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示している。</p>	10 ○
10	<p>電子納品レベルが2.0以上である。</p>	11 ○
11	<p>工事規模に応じた人員、船舶、機械配置の施工となっている。</p>	12 ○
12	<p>●評価対象項目d 加減点＝-5点</p>	14 ○
13	<p>施工体制一般に関して、監督職員が文書（工事打合簿を含む。以下同じ）による改善指示を行った。</p>	15 ○
14	<p>●評価対象項目e 加減点＝-10点</p>	16 ○
15	<p>施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	17 ○

1 施工体制	II 配置技術者	監督員
1		
●評価対象項目		18 ○
加減点＝3点×該当項目数÷全項目10		
1	配置技術者について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。	20 ○
2	作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。	21 ○
3	現場代理人が、工事全体を把握している。	23 ○
4	設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。	24 ○
5	監督職員への報告を適時及び的確に行っている。	25 ○
6	書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。	27 ○
7	契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。	28 ○
8	施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。	29 ○
9	下請が行った施工管理について、受注者がその内容をチェックしていたことが確認できる。 施工管理のまる投げが疑われる場合は加点しない。	30 ○
10	監理（主任）技術者が、法令、仕様書その他の基準を把握した上で、指導を行っている。 下請監理のまる投げが疑われる場合は加点しない。	31 ○
11	●評価対象項目d 加減点＝-5点	33 ○
12	配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	34 ○
13	●評価対象項目e 加減点＝-10点	35 ○
14	配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	36 ○

2 施工状況	I 施工管理	監督員
--------	--------	-----

1

	●評価対象項目 加減点＝4点×該当項目数÷全項目12	37 ○
1	施工管理について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。	38 ○
2	施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。	39 ○
3	現場条件の変化に対して、適切に対応している。	40 ○
4	工事材料の品質に影響が無いよう保管している。	41 ○
5	日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。	42 ○
6	日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。	43 ○
7	現場内の整理整頓を日常的に行っている。	44 ○
8	工事写真を含む施工管理に関するデータを、第三者でもわかるように整理している。	45 ○
9	できる範囲で、工事打合簿を電子化している。 「できる範囲で」とは、電子化することに過大な負担が発生しないことをいう。最終の電子納品レベルに関係なく、書類の減量と業務の迅速化の取組みを評価する(2019/3/28追加)。	46 ○
10	建設副産物の再利用等への取組みを適切に行っている。	47 ○
11	工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。	48 ○
12	現場環境改善(イメージアップ)を行った。 積極的かどうかは問わない。	49 ○
13	●評価対象項目d 加減点＝-5点	51 ○
14	施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	52 ○
15	●評価対象項目e 加減点＝-10点	53 ○
16	施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	54 ○

2 施工状況	I 施工管理	検査員
1		
●評価対象項目		55 ○
加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目12		
1	受注後、遅滞なく設計図書の照査を行った。	56 ○
2	施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなることが確認できる。 品質証明員を定めた工事において、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、当該評価項目も評価しない。	57 ○
3	工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 品質証明員を定めた工事において、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、当該評価項目も評価しない。	58 ○
4	現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。	59 ○
5	変質しやすい工事材料の保管方法が十分であった。	60 ○
6	立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。	61 ○
7	建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。	62 ○
8	施工体制台帳及び施工体系図の記載内容、備置及び掲示方法が十分であった。 施工体制台帳の調製と施工体系図の作成は義務となっているので、評価対象はその備置と掲示の状況とする。	63 ○
9	下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。	64 ○
10	品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般に渡って行っていることが確認できる。 品質証明の対象工事及び品質証明の対象工事に準じて品質証明員を定めた工事を対象として、土木工事共通仕様書で示す品質証明員の資格及びその履行内容が適正な場合に評価する。なお、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、評価項目の2、3及び12についても評価しない。	65 ○
11	できる範囲で、工事関係書類を電子化している。 「できる範囲で」とは、電子化することに過大な負担が発生しないことをいう。本項の工事関係書類とは、工事打合簿以外の書類であって、現実的に電子化できるものをいう。最終の電子納品レベルに関係なく、書類の減量と業務の迅速化の取組みを評価する(2019/3/28追加)。	66 ○
12	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 品質証明員を定めた工事において、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、当該評価項目も評価しない。	67 ○
13	●評価対象項目d 加減点 = -7.5点	69 ○
14	施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	70 ○
15	●評価対象項目e 加減点 = -15点	71 ○
16	施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	72 ○

2 施工状況	II 工程管理	監督員
1		
	●評価対象項目 加減点＝4点×該当項目数÷全項目8	73 ○
1	工程管理について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。	74 ○
2	当初工程表が現場条件を反映したものとなっており、クリティカルパスを把握することができた。	75 ○
3	変更工程表が適時に更新されていた。	76 ○
4	現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。	77 ○
5	受注者に直接の原因のない理由により、工程が遅れる制約が生じた場合において、遅延を回避するために工程の変更を行った。 遅延を回避する取り組みを行った場合は加点する。結果は問わない。「受注者に直接の原因がない」とは発注者に原因があるケースと受発注者双方に原因がないケースである。以下同じ。	78 ○
6	発注者からの要請に基づいて工程の短縮を行った。 契約約款に基づいて発注者から工期短縮の要請があった場合は加点する。	79 ○
7	受注者に直接の原因のある工期の遅れがなかった。 受注者に直接の原因がない場合（つまり発注者に原因がある場合と双方に原因がない場合）は、遅れが生じても加点する。逆に受注者に原因がある場合は加点しない。	80 ○
8	現場閉所による週休2日（4週8休以上）を確保している。 現場閉所率が28.5%以上であることが、休日取得計画表が提出され、確認できる。「週休2日」試行工事でなくてもよい。	81 ○
9	●評価対象項目d 加減点＝-5点	88 ○
10	工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	89 ○
11	●評価対象項目e 加減点＝-10点	90 ○
12	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	91 ○

2 施工状況	II 工程管理	総括監督員
--------	---------	-------

1

	●評価対象項目		102 ○
		加減点 = 2点 × 該当項目数 ÷ 全項目7	
1	行政機関以外の第三者と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。		103 ○
2	行政機関と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。		104 ○
3	<p>特定建設作業（騒音規制法及び振動規制法が定める一定規模以上の作業）を休日や夜間に行わなかった。または休日や夜間に行う特定建設作業の期間が最小となるように工程を調整した。</p> <p>特定建設作業に該当しないように低騒音・低振動の機械を使用したこと、休日や夜間を避けるように工程調整を行ったこと、休日や夜間に作業したとしても、その期間を最小に抑えたことを評価する。</p>		105 ○
4	工程管理に不備がなかった。		106 ○
5	<p>災害復旧工事のほか、標準的な工期より短い工期が設定された工事を予定通り完成させた。</p> <p>災害復旧工事は該当する。災害復旧工事以外でも、タイトな工程管理が求められる工事は対象となる。</p>		107 ○
6	施工箇所が広範囲に点在している工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの）を、遅延なく完成させた。		108 ○
7	<p>現場閉所による週休2日（4週8休以上）を達成した。</p> <p>現場閉所率が28.5%以上であることが休日取得計画表が提出され、確認できる。「週休2日」試行工事でなくてもよい。</p>		109 ○

2 施工状況	Ⅲ 安全対策	監督員
1		
	●評価対象項目 加減点＝5点×該当項目数÷全項目11	110 ○
1	安全対策について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。	111 ○
2	災害防止協議会（受注者が主催して、工程や事故防止対策について協議する会合）を、混在作業が発生する日から4週間に1回以上実施している。 開催間隔は「月」単位ではなく4週間とする。着工月又は完成月の半端な期間に無理に実施する必要はない。	112 ○
3	安全教育及び安全訓練等を、工事着工日から4週間に1回以上実施した。 毎月半日以上開催した上で、開催間隔が4週間以内のものを評価する。	113 ○
4	新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。	114 ○
5	工事期間を通じて、工事事故（工事関係者事故及び公衆損害事故）に関する法令遵守等の減点がなかった。 事故が発生しても、事故が軽微で、安全管理に不備がないと判断されて減点がなければ加点対象となる。	115 ○
6	過積載を行っていない、過積載を繰り返している業者から資材等を購入していない、かつ積載装置に不正改造をした車両が現場に出入りしていなかった。 過積載を繰り返している業者とは、貨物自動車運送事業法第64条の措置（過積載に対する協力要請書又は警告書）を受けた荷主及び過積載に関して運輸局のホームページで公表された貨物自動車運送事業者を目安とする（2019/3/8追加）。確認方法は聴き取りによる。回答が虚偽であることが判明した場合は、完成後5年を経過しない工事に対して減点補正を行う。	116 ○
7	仮設の点検をチェックリストを用いて実施した。そしてこれを示す記録が残っている。	117 ○
8	工事に必要な機械等（機械、器具その他の設備）の備付け及び管理が適正であった。	118 ○
9	地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策が適正であった。	119 ○
10	作業限界条件（気象海象に応じて作業を中止する基準）を事前に設定して、作業員に周知していた。 実際に工事を中止したかどうかは問わない。	120 ○
11	自然災害に対する事前の防災対策が十分で、受注者に直接の原因がある第三者被害が発生しなかった。 本項は、災害の発生が予想される場合の、事前の対策（資材の飛散防止や大型土嚢による仮防護等）を評価する。対策を講じたが第三者被害があったときに、その直接の原因が受注者でない場合は加点する。	122 ○
12	●評価対象項目d 加減点＝-5点	125 ○
13	安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	126 ○
14	●評価対象項目e 加減点＝-10点	127 ○
15	安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	128 ○

2施工状況 Ⅲ安全対策 総括監督員

1

	●評価対象項目		139 ○
		加減点＝3点×該当項目数÷全項目6	
1	安全対策の取組みが、ISO45001等（労働安全衛生マネジメントシステム）で認証されている。		140 ○
2	下請混在現場において、統括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者を置いていた。 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者に関する労働基準監督署への届出を行った工事を評価する。		141 ○
3	職長が中心となって、ツールボックスミーティングを行って安全対策を推進した。		142 ○
4	KY活動で提案された安全対策を採用した。		143 ○
5	安全協議会に参加していた。		144 ○
6	工事用車両の通行に起因する交通事故を防止するための対策を行った。（臨時のカーブミラーの設置、すれ違い場所の拡幅や整地、通学路の路肩の草払いほか）		145 ○

2施工状況	IV 対外関係	監督員
-------	---------	-----

1

	●評価対象項目 加減点＝2点×該当項目数÷全項目6	147 ○
1	対外関係について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。	148 ○
2	関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。	149 ○
3	地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。	150 ○
4	第三者からの苦情(工事の施工方法に関するものに限る)がなかった。あった場合は十分な対応を尽くした。 対応が十分であったかどうかは、社会通念で判断する。	151 ○
5	関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。	152 ○
6	工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。	153 ○
7	●評価対象項目d 加減点＝-2.5点	155 ○
8	対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	156 ○
9	●評価対象項目e 加減点＝-5点	157 ○
10	対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	158 ○

3 出来形及び出来ばえ

I 出来形

監督員

1 土木一般

- | | | |
|---|---|-------|
| | ●評価対象項目a …出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。
加減点＝4点 | 159 ○ |
| 1 | aの評価と判定する。 | 160 ○ |
| 2 | ●評価対象項目b …出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。
加減点＝2点 | 161 ○ |
| 3 | bの評価と判定する。 | 162 ○ |
| 4 | ●評価対象項目c …出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。
加減点＝0点 ※出来形管理項目（「土木工事施工管理基準，農業土木工事管理基準」）を設定していない工事は「c」評価とする。 | 163 ○ |
| 5 | cの評価と判定する。 | 165 ○ |
| 6 | ●評価対象項目d
加減点＝-2.5点 | 166 ○ |
| 7 | 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 | 167 ○ |
| 8 | ●評価対象項目e
加減点＝-5点 | 168 ○ |
| 9 | 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った | 169 ○ |

3 出来形及び出来ばえ

I 出来形

検査員

1 土木一般

	●評価対象項目	220 ○
	加減点 = 10点 × 該当項目数 ÷ 全項目5	
1	出来形管理のデータについて、第三者でも把握できるように、測定位置及び測定方向を全体図に記載して、体系的にまとめている。 作成した本人以外でもわかるように、総括図などで整理してあれば加点する。	221 ○
2	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	222 ○
3	不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。 不可視部分は全域を撮影しなければならない。動画でもよい。	223 ○
4	写真管理基準の管理項目を満足している。	224 ○
5	出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	225 ○
6	●評価対象項目d	230 ○
	加減点 = -10点	
7	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	231 ○
8	●評価対象項目e	232 ○
	加減点 = -20点	
9	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	233 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

監督員

1 土木一般

	●評価対象項目a …品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 加減点＝5点	282 ○
1	aの評価と判定する。	283 ○
2	●評価対象項目b …品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 加減点＝2.5点	284 ○
3	bの評価と判定する。	285 ○
4	●評価対象項目c …品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 加減点＝0点	286 ○
5	cの評価と判定する。 ※品質管理項目（「土木工事施工管理基準、農業土木工事管理基準」）を設定していない工事は「c」評価とする。	288 ○
6	●評価対象項目d 加減点＝-2.5点	289 ○
7	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	290 ○
8	●評価対象項目e 加減点＝-5点	291 ○
9	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った	292 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

監督員

2 維持・修繕工事

	●評価対象項目 加減点＝5点×該当項目数÷全項目4	336 ○
1	常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。	337 ○
2	緊急的な作業に対し、迅速に対応している。	338 ○
3	監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。	339 ○
4	施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。	340 ○
5	●評価対象項目d 加減点＝-2.5点	345 ○
6	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	346 ○
7	●評価対象項目e 加減点＝-5点	347 ○
8	契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。	348 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

監督員

3 港湾浚渫工事

	●評価対象項目 加減点＝5点×該当項目数÷全項目11	349 ○
1	濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。	351 ○
2	既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。	352 ○
3	一般船舶に十分注意して施工していることが確認できる。	353 ○
4	作業船(機械)が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。	354 ○
5	土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。	356 ○
6	浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。	357 ○
7	土砂処分における土質改良が適切に行われ施工している。	358 ○
8	土砂の含水比等に配慮し、土砂の処分、仮置を行っている。	359 ○
9	浚渫又は床掘土砂に、かつ大物等が混入していた場合、適正に分別処理され施工している。	360 ○
10	土砂仮置場における飛砂防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。	361 ○
11	必要以上に余掘を行わないなど、精度良く浚渫することで、土砂処分量の縮減に努めた。	362 ○
12	●評価対象項目d 加減点＝-2.5点	363 ○
13	監督職員が文書で改善指示を行った。	364 ○
14	●評価対象項目e 加減点＝-5点	365 ○
15	契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。	366 ○

3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	検査員	
1 コンクリート構造物工事			
●評価対象項目		383 ○	
	加減点＝15点×該当項目数÷全項目13		
1	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。	384 ○	
	配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差σ(2～3N)を比較して、σの少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。		
2	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。	385 ○	
	レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。		
3	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。	386 ○	
	特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。		
4	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。	387 ○	
	構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。		
5	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。	388 ○	
	コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。		
6	打ち継ぎ面では、レイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒を取り除き、表面を粗にし、十分に吸水させた。そしてこれを示す記録が残っている。	389 ○	
	この作業を打継処理剤で代替することはできない。		
7	断面変化部の打設では、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を行った。そしてこれを示す記録が残っている。	390 ○	
	本項目の記録とは、打設作業の時刻が写し込まれた写真などが該当する(2019/3/8追加)。		
8	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。	391 ○	
	土木工事現場監督要領(H16.3.31)、農業土木工事現場監督要領(H12.9.20)により、PCポストテンション橋の場合は、有害物が付着していないことを監督職員が立ち合って確認しなければならない。その他の構造物については同要領の定めによる。		
9	鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。	392 ○	
10	鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。	393 ○	
11	コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。	394 ○	
12	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。	395 ○	
	特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。		
13	進行性又は有害なクラックが無い。「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする)	396 ○	
14	●評価対象項目d	398 ○	
	加減点＝-12.5点		
15	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	399 ○	

考査項目別運用表 考査項目順（上段：新規定 下段：運用）		連番 改定
16	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。	400 ○
17	●評価対象項目e 加減点=-25点	401 ○
18	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	402 ○
19	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。	403 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

2 土工事(切土, 盛土, 築堤等工事)

	●評価対象項目 加減点 = 15点 × 該当項目数 ÷ 全項目11	408 ○
1	雨水による崩壊を防止するために必要であると判断した場合に、自主的に表面排水(トレンチ等)を実施した。	409 ○
2	地山に勾配(4割より急)がある部分では、盛土を行う前に段切りを行って滑動を防止した。	410 ○
3	軟弱な粘性土の場合に、こね返しによる強度低下を回避するために掘削面以下を乱さないように注意して施工した。	411 ○
4	締固めは、含水比を計測しながら、又はプルーフローリングで確認しながら施工していることが確認できる。	412 ○
5	一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。	413 ○
6	芝や種子が雨水で流出しないように固定した。	414 ○
7	構造物周辺の締固めは、構造物に偏土圧をかけないように、薄層で左右均等に行った。	415 ○
8	土羽土には、現場の良質土を選んで用いた。	416 ○
9	土質試験に基づいて品質管理を行っていた。	417 ○
10	法面にゆがみや水平方向の亀裂がみられない。 滑動の兆候がないこと。	418 ○
11	伐開除根が十分で、盛土部に草木などの腐食物を巻き込んでいない。	419 ○
12	●評価対象項目d 加減点 = -12.5点	421 ○
13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	422 ○
14	●評価対象項目e 加減点 = -25点	423 ○
15	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	424 ○

3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	検査員
-------------	------	-----

3 護岸・根固・水制工事（港湾工事以外）

	●評価対象項目		429 ○
	加減点 = 15点 × 該当項目数 ÷ 全項目14		
1	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。		430 ○
2	裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。		431 ○
3	緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。		432 ○
4	石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		433 ○
5	護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。		434 ○
6	遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		435 ○
7	植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		436 ○
8	根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		437 ○
9	指定材料の品質が、証明書類で確認できる。		438 ○
10	基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。		439 ○
11	コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。		440 ○
12	施工にあたって、床掘箇所湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。		441 ○
13	埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		442 ○
14	進行性又は有害なクラックが無い。（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする）		443 ○
15	●評価対象項目d		445 ○
	加減点 = -12.5点		
16	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		446 ○
17	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。		447 ○
18	●評価対象項目e		448 ○
	加減点 = -25点		
19	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		449 ○
20	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。		450 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

4 鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	451 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	452 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	453 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	454 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	455 ○
5	【工場製作関係】	456 ○
6	鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。	457 ○
7	溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。	458 ○
8	溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	459 ○
9	溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。	460 ○
10	孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。	461 ○
11	欠陥部の発生が見られないことが確認できる。	462 ○
12	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。	463 ○
13	素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。	464 ○
14	塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。	465 ○
15	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。	466 ○
16	【架設関係】	468 ○
17	ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。	469 ○
18	ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。	470 ○
19	高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。	471 ○
20	高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。	472 ○

考査項目別運用表	考査項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
21	支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。	473 ○
22	架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。	474 ○
23	架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。	475 ○
24	現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。	476 ○
25	現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。	477 ○
26	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	479 ○
27	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	480 ○
28	●評価対象項目e 加減点＝-25点	481 ○
29	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	482 ○

3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員
5 砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）		
	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	483 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	484 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	485 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	486 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	487 ○
5	【共通】	488 ○
6	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり（2019/3/18追加）。（1）複数の生コン工場の標準偏差 σ （2～3N）を比較して、 σ の少ない工場を選択した。（2）複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。（3）試験練りを実施して配合を決定した。	489 ○
7	レディーミクストコンクリートの受入れ検査（スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか）を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。	490 ○
8	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤（JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加）を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	491 ○
9	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。	492 ○
10	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。 コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。	493 ○
11	地山とのすりつけがスムーズである。	494 ○
12	鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。	495 ○
13	進行性又は有害なクラックが無い。（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする）	496 ○
14	【砂防構造物工事に適用】	498 ○
15	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。 土木工事現場監督要領（H16.3.31）により、PCポストテンション橋の場合は、有害物が付着していないことを監督職員が立ち合って確認しなければならない。その他の構造物については同要領の定めによる。	499 ○

考查項目別運用表	考查項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
16	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	500 ○
17	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。	501 ○
18	アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	502 ○
19	ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。	503 ○
20	ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。	504 ○
21	【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】	506 ○
22	アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	507 ○
23	ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。	508 ○
24	ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。	509 ○
25	集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。	510 ○
26	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	512 ○
27	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	513 ○
28	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。	514 ○
29	●評価対象項目e 加減点＝-25点	515 ○
30	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	516 ○
31	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。	517 ○

3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員
6 舗装工事		
	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	518 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	519 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	520 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	521 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	522 ○
5	【路床・路盤工関係】	523 ○
6	設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。	524 ○
7	路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。	525 ○
8	路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	526 ○
9	路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。	527 ○
10	路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。	528 ○
11	路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。	529 ○
12	路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。	530 ○
13	【アスファルト舗装工関係】	532 ○
14	アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。	533 ○
15	舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。	534 ○
16	プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。	535 ○
17	舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。	536 ○
18	各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。	537 ○
19	縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	538 ○
20	アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。	539 ○

考査項目別運用表	考査項目順（上段:新規定 下段:運用）	連番 改定
21	密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	540 ○
22	【コンクリート舗装工関係】	542 ○
23	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差 σ (2~3N)を比較して、 σ の少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	543 ○
24	舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。	544 ○
25	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。	545 ○
26	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	546 ○
27	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。	547 ○
28	材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。	548 ○
29	チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。	549 ○
30	●評価対象項目d 加減点=-12.5点	551 ○
31	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	552 ○
32	●評価対象項目e 加減点=-25点	553 ○
33	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	554 ○

3 出来形及び出来ばえ

II 品質

検査員

7 法面工事

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	555 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	556 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	557 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	558 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	559 ○
5	【共通】	560 ○
6	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）	561 ○
7	施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。	562 ○
8	盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。	563 ○
9	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。	564 ○
10	【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】	566 ○
11	土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。	567 ○
12	ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。	568 ○
13	ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。	569 ○
14	吹付け厚さが均等であることが確認できる。	570 ○
15	使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	571 ○
16	施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。	572 ○
17	【コンクリート又はモルタル吹付工関係】	574 ○
18	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	575 ○
19	金網の重ね幅が所定であることが確認できる。	576 ○
20	金網が破損を生じていないことが確認できる。	577 ○

考查項目別運用表	考查項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
21	吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。	578 ○
22	吹付け厚さが均等であることが確認できる。	579 ○
23	吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。	580 ○
24	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤（JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加）を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	581 ○
25	不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。	582 ○
26	法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。	583 ○
27	【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】	585 ○
28	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	586 ○
29	アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。	587 ○
30	現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。	588 ○
31	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤（JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加）を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	589 ○
32	枠内に空隙が無いことが確認できる。	590 ○
33	層間にはく離が無いことが確認できる。	591 ○
34	不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。	592 ○
35	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	594 ○
36	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	595 ○
37	●評価対象項目e 加減点＝-25点	596 ○
38	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	597 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

8 基礎工事及び地盤改良工事

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	598 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	599 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	600 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	601 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表①による。	602 ○
5	【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】	603 ○
6	杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。	604 ○
7	既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。	605 ○
8	杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。	606 ○
9	水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。	607 ○
10	溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	608 ○
11	支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。	609 ○
12	場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。	610 ○
13	掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。	611 ○
14	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。 特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。	612 ○
15	ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。	613 ○
16	裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。	614 ○
17	強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。	615 ○
18	【地盤改良関係】	617 ○
19	改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	618 ○

考査項目別運用表	考査項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番	改定
20	セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。	619	○
21	事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。	620	○
22	施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。	621	○
23	●評価対象項目d 加減点=-12.5点	623	○
24	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	624	○
25	●評価対象項目e 加減点=-25点	625	○
26	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	626	○

3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員	
9 海岸工事			
	●評価対象項目 加減点＝15点×該当項目数÷全項目8		631 ○
1	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。 コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。		632 ○
2	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。		633 ○
3	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤（JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加）を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。		634 ○
4	レディーミクストコンクリートの受入れ検査（スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか）を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。		635 ○
5	コンクリートブロックの据付にあたり、損傷や緩みがないように施工している。		636 ○
6	基礎部分の洗掘が生じないよう、捨石を堅固に均している。		637 ○
7	養浜砂を決定するにあたり、現地の砂の密度及び粒度分布を計測し、養浜砂が域外へ流出しないようにしている。		638 ○
8	自然石を利用して海岸環境の景観を改善している。 創意工夫のNo16（自主的に、特殊な工法や材料を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった）でも加点される。		639 ○
9	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点		641 ○
10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		642 ○
11	●評価対象項目e 加減点＝-25点		643 ○
12	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		644 ○

3 出来形及び出来ばえ	II 品質	検査員
-------------	-------	-----

10 コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)

●評価対象項目	649 ○
加減点 = 15点 × 該当項目数 ÷ 全項目18	
1 コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差σ(2~3N)を比較して、σの少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	650 ○
2 レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。	651 ○
3 レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	652 ○
4 施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。	653 ○
5 ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。 コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。	654 ○
6 断面変化部の打設では、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を行った。そしてこれを示す記録が残っている。 本項目の記録とは、打設作業の時刻が写し込まれた写真などが該当する(2019/3/8追加)。	655 ○
7 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	656 ○
8 コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。 土木工事現場監督要領(H16.3.31)、農業土木工事現場監督要領(H12.9.20)により、PCポストテンション橋の場合は、有害物が付着していないことを監督職員が立ち合って確認しなければならない。その他の構造物については同要領の定めによる。	657 ○
9 鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。	658 ○
10 鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。	659 ○
11 コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。	660 ○
12 ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。 特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。	661 ○
13 プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	662 ○
14 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。	663 ○
15 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	664 ○

考査項目別運用表	考査項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
16	プレストレス時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	665 ○
17	コンクリートの圧縮強度の確認を、コンクリート標準示方書に基づいて行った。	666 ○
18	進行性又は有害なクラックが無い。（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする）	667 ○
19	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	669 ○
20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	670 ○
21	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。	671 ○
22	●評価対象項目e 加減点＝-25点	672 ○
23	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	673 ○
24	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。	674 ○

3 出来形及び出来ばえ

II 品質

検査員

11 塗装工事

	●評価対象項目 加減点 = 15点 × 該当項目数 ÷ 全項目9	679 ○
1	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。	680 ○
2	下地処理を入念に実施していることが確認できる。	681 ○
3	天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。	682 ○
4	塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。	683 ○
5	被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。	684 ○
6	塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。	685 ○
7	塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。	686 ○
8	各塗装工程の工程間隔時間が適切に確保されていることが確認できる。	687 ○
9	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。	688 ○
10	●評価対象項目d 加減点 = -12.5点	690 ○
11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	691 ○
12	●評価対象項目e 加減点 = -25点	692 ○
13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	693 ○

3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	検査員
-------------	------	-----

12 トンネル工事

	●評価対象項目 加減点＝15点×該当項目数÷全項目14	698 ○
1	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差σ(2～3N)を比較して、σの少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	699 ○
2	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。	700 ○
3	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	701 ○
4	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。	702 ○
5	吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	703 ○
6	設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。	704 ○
7	坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	705 ○
8	計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。	706 ○
9	金網の継ぎ目を所定の幅で重ね合わせて施工したことが確認できる。	707 ○
10	吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが所定の厚さで地山と密着するよう施工したことが確認できる。	708 ○
11	吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。	709 ○
12	ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	710 ○
13	防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。	711 ○
14	逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。	712 ○
15	●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	714 ○
16	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	715 ○
17	●評価対象項目e 加減点＝-25点	716 ○

18 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

717 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

13 植栽工事

	●評価対象項目 加減点 = 15点 × 該当項目数 ÷ 全項目8	722 ○
1	活着が促されるよう管理していることが確認できる。	723 ○
2	樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。	724 ○
3	樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。	725 ○
4	施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。	726 ○
5	肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。	727 ○
6	植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。	728 ○
7	添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。	729 ○
8	樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。	730 ○
9	●評価対象項目d 加減点 = -12.5点	732 ○
10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	733 ○
11	●評価対象項目e 加減点 = -25点	734 ○
12	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	735 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

14 防護柵(網)・標識・区画線等設置工事

	●評価対象項目(+15点~0点) ※主たる工事のいずれかで評価を行う。	736 ○
1	【防護柵(網) ※主たる工種のみ評価する。】 加減点=15点×該当項目数÷全項目7	737 ○
2	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。	738 ○
3	防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。	739 ○
4	防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。	740 ○
5	防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。	741 ○
6	防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	742 ○
7	ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。	743 ○
8	ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。	744 ○
9	【標 識 ※主たる工種のみ評価する。】 加減点=15点×該当項目数÷全項目5	745 ○
10	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。	746 ○
11	防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。	747 ○
12	防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。	748 ○
13	防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。	749 ○
14	基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。	750 ○
15	【区画線 ※主たる工種のみ評価する。】 加減点=15点×該当項目数÷全項目8	751 ○
16	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。	752 ○
17	ペイント式(常温式)区画線に使用する溶剤の使用量が、所定の濃度であった。	753 ○
18	区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	754 ○
19	区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	755 ○
20	区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。	756 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段：新規定 下段：運用）		連番 改定
21	区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。	757 ○
22	プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。	758 ○
23	区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	759 ○
24	●評価対象項目d 加減点=-12.5点	761 ○
25	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	762 ○
26	●評価対象項目e 加減点=-25点	763 ○
27	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	764 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

15 電線共同溝工事

	●評価対象項目 加減点 = 15点 × 該当項目数 ÷ 全項目9	775 ○
1	指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。	776 ○
2	管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。	777 ○
3	プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。	778 ○
4	特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。	779 ○
5	特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。	780 ○
6	埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	781 ○
7	舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。	782 ○
8	管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	783 ○
9	管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。	784 ○
10	●評価対象項目d 加減点 = -12.5点	786 ○
11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	787 ○
12	●評価対象項目e 加減点 = -25点	788 ○
13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	789 ○

3 出来形及び出来ばえ

II 品質

検査員

16 維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）

	●評価対象項目 加減点 = 15点 × 該当項目数 ÷ 全項目4	790 ○
1	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。	791 ○
2	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	792 ○
3	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	793 ○
4	緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。	794 ○
5	●評価対象項目d 加減点 = -12.5点	799 ○
6	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	800 ○
7	●評価対象項目e 加減点 = -25点	801 ○
8	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	802 ○

3 出来形及び出来ばえ

II 品質

検査員

17 修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）

	●評価対象項目 加減点 = 15点 × 該当項目数 ÷ 全項目4	803 ○
1	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。	804 ○
2	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	805 ○
3	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	806 ○
4	施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。	807 ○
5	●評価対象項目d 加減点 = -12.5点	812 ○
6	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	813 ○
7	●評価対象項目e 加減点 = -25点	814 ○
8	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	815 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

18 港湾築造工事（浚渫、海岸築造工事を含む）

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	877 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	878 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	879 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	880 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表②による。	881 ○
5	【共通】	882 ○
6	濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。	883 ○
7	既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。	884 ○
8	航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。	885 ○
9	材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。	886 ○
10	気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。	887 ○
11	仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。	888 ○
12	一般船に十分注意して施工していることが確認できる。	889 ○
13	作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。	890 ○
14	【浚渫・床掘関係】	891 ○
15	土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。	892 ○
16	浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。	893 ○
17	潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。	894 ○
18	土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。	895 ○
19	土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。	896 ○
20	土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。	897 ○

考查項目別運用表	考查項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番	改定
21	土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で、作業日数短縮等も含む）	898	○
22	浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。	899	○
23	浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。	900	○
24	土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。	901	○
25	床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。	902	○
26	置換材の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。	903	○
27	砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。	904	○
28	【地盤改良関係】	905	○
29	改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。	906	○
30	浮泥を巻き込まないように置換材を投入していることが確認できる。	907	○
31	サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションパイルが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。	908	○
32	ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。	909	○
33	深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。	910	○
34	前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。	911	○
35	盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。	912	○
36	捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。	913	○
37	施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。	914	○
38	マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。	915	○
39	捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。	916	○
40	【マット、捨石及び均し関係】	917	○
41	捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。	918	○
42	マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。	919	○

考查項目別運用表	考查項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
43	捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。	920 ○
44	裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。	921 ○
45	【本体：杭及び矢板、控工関係】	922 ○
46	鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。	923 ○
47	鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。	924 ○
48	杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。	925 ○
49	杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。	926 ○
50	腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。	927 ○
51	タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。	928 ○
52	タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。	929 ○
53	溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。	930 ○
54	【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】	931 ○
55	ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。	932 ○
56	ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。	933 ○
57	ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。	934 ○
58	コンクリートブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。	935 ○
59	ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。	936 ○
60	ケーソンの回航又はえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、これを静穏な時期に行うよう、工程の調整を行った。	937 ○
61	ケーソンの回航又はえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。	938 ○
62	ケーソン注水時の隔壁の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。	939 ○
63	ケーソン仮置き、据付の時期について、仕様書を満足するよう実施されていることが確認できる。	940 ○
64	中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。	941 ○

考查項目別運用表	考查項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
65	【コンクリート関係】	942 ○
66	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり(2019/3/18追加)。(1)複数の生コン工場の標準偏差 σ (2~3N)を比較して、 σ の少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	943 ○
67	レディーミクストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。	944 ○
68	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤(JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加)を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	945 ○
69	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。	946 ○
70	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。 コンクリートの表面乾燥を防止し、水和反応が十分に進むまで養生したことを評価する。	947 ○
71	鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。	948 ○
72	鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。	949 ○
73	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。 土木工事現場監督要領(H16.3.31)により、PCポストテンション橋の場合は、有害物が付着していないことを監督職員が立ち合って確認しなければならない。その他の構造物については同要領の定めによる。	950 ○
74	鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。	951 ○
75	鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。	952 ○
76	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。 特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。	953 ○
77	コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。	954 ○
78	進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする)	955 ○
79	●評価対象項目d 加減点=-12.5点	956 ○
80	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	957 ○
81	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。	958 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段：新規定 下段：運用）		連番 改定
82	●評価対象項目e 加減点=-25点	960 ○
83	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	961 ○
84	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。	962 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅱ 品質

検査員

19 空港用地造成工事（排水工事、地盤改良工事を含む）

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	964 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	965 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	966 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	967 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表②による。	968 ○
5	【土工関係】	969 ○
6	雨水による崩壊を防止するために必要であると判断した場合に、自主的に表面排水（トレンチ等）を実施した。	970 ○
7	地山に勾配（4割より急）がある部分では、盛土を行う前に段切りを行って滑動を防止した。	971 ○
8	軟弱な粘性土の場合に、こね返しによる強度低下を回避するために掘削面以下を乱さないように注意して施工した。	972 ○
9	締固めは、含水比を計測しながら、又はプルーフローリングで確認しながら施工していることが確認できる。	973 ○
10	芝や種子が雨水で流出しないように固定した。	974 ○
11	構造物周辺の締固めは、構造物に偏土圧をかけないように、薄層で左右均等に行った。	975 ○
12	土羽土には、現場の良質土を選んで用いた。	976 ○
13	法面にゆがみや水平方向の亀裂がみられない。 滑動の兆候がないこと。	977 ○
14	【コンクリート関係】	978 ○
15	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり（2019/3/18追加）。(1)複数の生コン工場の標準偏差σ（2～3N）を比較して、σの少ない工場を選択した。(2)複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。(3)試験練りを実施して配合を決定した。	979 ○
16	レディーミクストコンクリートの受入れ検査（スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか）を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。	980 ○
17	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤（JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加）を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	981 ○

考查項目別運用表	考查項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
18	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。	982 ○
19	コンクリート強度を管理し必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。	983 ○
20	鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。	984 ○
21	鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。	985 ○
22	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。 土木工事現場監督要領(H16.3.31)により、PCポストテンション橋の場合は、有害物が付着していないことを監督職員が立ち合って確認しなければならない。その他の構造物については同要領の定めによる。	986 ○
23	鉄筋の組立・加工が設計図書を満足したものであることが確認できる。	987 ○
24	鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。	988 ○
25	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。 特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。	989 ○
26	コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコンクリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。	990 ○
27	進行性又は有害なクラックが無い。（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする）	991 ○
28	【排水工関係】	992 ○
29	鉄筋コンクリートカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。	993 ○
30	PCボックスカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。	994 ○
31	管渠(コンクリート管等)は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。	995 ○
32	開渠、マンホール及び蓋は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。	996 ○
33	基準高、方向等前後の水路となじみよく取り付けられていることが確認できる。	997 ○
34	基礎の掘削において掘り過ぎがなく施工されていることが確認できる。	998 ○
35	床掘箇所の湧水及び滞水などは、排除して施工されていることが確認できる。	999 ○
36	埋戻し材料について設計図書を満たしていることが確認できる。	1000 ○
37	進行性又は有害なクラックが無い。（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする）	1001 ○

考查項目別運用表	考查項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番	改定
38	【地盤改良関係】	1002	○
39	改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。	1003	○
40	浮泥を巻き込まないように置換材を投入していることが確認できる。	1004	○
41	サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションパイルが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。	1005	○
42	ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。	1006	○
43	深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。	1007	○
44	前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。	1008	○
45	盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。	1009	○
46	改良材のバッチ管理記録が適切に整理され設計図書通りの配合で施工されたことが確認できる。	1010	○
47	杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備されていることが確認でき、かつ記録が簡潔に整備されている。	1011	○
48	スラリー噴出量、強度確認、セメントミルクの比重管理等の品質に係わる事項の管理資料が不足なく整理されている。	1012	○
49	【杭及び矢板関係】	1013	○
50	鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。	1014	○
51	鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。	1015	○
52	杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。	1016	○
53	杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。	1017	○
54	腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。	1018	○
55	タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。	1019	○
56	タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。	1020	○
57	溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。	1021	○
58	●評価対象項目d 加減点=-12.5点	1022	○
59	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	1023	○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
60	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。	1024 ○
61	●評価対象項目e 加減点=-25点	1026 ○
62	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	1027 ○
63	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。	1028 ○

3 出来形及び出来ばえ

II 品質

検査員

20 空港舗装工事

	●ばらつきの程度 品質を最も代表する管理値で判定する。	1030 ○
1	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。	1031 ○
2	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。	1032 ○
3	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。	1033 ○
4	●評価対象項目 配点は、「スロープ状配点でない工種の配点方式」の加算点表②による。	1034 ○
5	【路床・路盤工関係】	1035 ○
6	施工に先立ち、CBR値を測定し、適正な施工の基礎資料収集を行っていることが確認できる。	1036 ○
7	路床・路盤工のプルフローリング（自主管理）を行っていることが確認できる。	1037 ○
8	路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工されていることが確認できる。	1038 ○
9	路盤の施工に先立ち、路床面、下層路盤の浮き石、有害物を除去してから施工されていることが確認できる。	1039 ○
10	路床盛土において一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工されていることが確認できる。	1040 ○
11	路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所の締固めがタンパ等の小型締固め機械により施工されていることが確認できる。	1041 ○
12	セメント安定処理路盤の仕上げ完了後、直ちにプライムコートを散布し養生されていることが確認できる。	1042 ○
13	上層路盤において一層の仕上がり厚を16cm以下とし、各層ごとに締固めて施工されていることが確認できる。	1043 ○
14	他の構造物と隣接する箇所及び狭隘な箇所において、小型機械等により入念に締め固めていることが確認できる。	1044 ○
15	【アスファルト舗装工関係】	1045 ○
16	設計図書に基づく混合物の配合設計及び現場練りコンクリートの場合は試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。（アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く）	1046 ○
17	混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されていることが確認できる。	1047 ○
18	舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通開放を設計図書に定められた条件に従って行っていることが確認できる。	1048 ○
19	舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしていることが確認できる。	1049 ○
20	目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。	1050 ○

考查項目別運用表	考查項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
21	気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われていることが確認できる。	1051 ○
22	上層路盤面の浮き石等の有害物質を除去・清掃してから舗装工の施工がなされていることが確認できる。	1052 ○
23	滑走路、誘導路の摺り付けが、設計図書に定められた条件に従って施工されていることが確認できる。	1053 ○
24	【コンクリート舗装工関係（PC舗装含む）】	1054 ○
25	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。 配合計画書で確認する。加点となる具体例は次のとおり（2019/3/18追加）。（1）複数の生コン工場の標準偏差 σ （2～3N）を比較して、 σ の少ない工場を選択した。（2）複数の生コン工場の配合を比較して、単位水量が少ない工場を選択した。（3）試験練りを実施して配合を決定した。	1055 ○
26	レディーミクストコンクリートの受入れ検査（スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか）を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。 レディーミクストコンクリートの受入れ検査は受注者の責任である。監督職員はその結果をもって品質を確認する。	1056 ○
27	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。 特注品とは標準配合以外のレディーミクストコンクリートを指す。収縮や発熱を抑える目的で、セメントの種類を替えたり、高性能の混和剤（JIS A 6204で規定する高性能AE減水剤など2019/3/8追加）を添加したものをいう。なお、標準配合を使うか特注品を使うかは受注者の任意施工の範囲である。	1057 ○
28	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。 構造上の制約で落下高が高くなる場合は、漏斗管を使用したり、臨時の打設孔を設けなければならない。	1058 ○
29	チェアー、ダイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。	1059 ○
30	鉄筋の規格がミルシートまたは公的機関の試験成績表で確認できる。	1060 ○
31	鉄筋の引張強度または曲げ強度が試験値で確認できる。	1061 ○
32	コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。	1062 ○
33	鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。	1063 ○
34	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。 特別の養生とは、膜養生、ラップ養生、断熱性の高い型枠の使用など。	1064 ○
35	スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。	1065 ○
36	緊張及びグラウト管理が基準を満足していることが、記録により確認できる。	1066 ○
37	プレストレス時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。	1067 ○
38	【排水工関係】	1068 ○

考查項目別運用表	考查項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
	39 鉄筋コンクリートカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。	1069 ○
	40 PCボックスカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。	1070 ○
	41 管渠（コンクリート管等）は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。	1071 ○
	42 開渠、マンホール及び蓋は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。	1072 ○
	43 基準高、方向等前後の水路となじみよく取り付けていることが確認できる。	1073 ○
	44 基礎の掘削において掘り過ぎがなく施工されていることが確認できる。	1074 ○
	45 床掘箇所の湧水及び滞水などは、排除して施工されていることが確認できる。	1075 ○
	46 埋戻し材料について設計図書を満たしていることが確認できる。	1076 ○
	47 進行性又は有害なクラックが無い。（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてd 又はe 評価とする）	1077 ○
	48 【防護柵（縞）・標識・区画線関係】	1078 ○
	49 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足していることが確認できる。	1079 ○
	50 ペイント式（常温式）区画線に使用する溶剤の使用量が、所定の濃度であった。	1080 ○
	51 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。	1081 ○
	52 防護柵床掘りの仕上がり面において、地山を乱さないように、不陸が生じないように施工していることを確認できる。	1082 ○
	53 防護柵の支柱の施工により既設舗装に悪影響を及ぼしていないことを確認できる。	1083 ○
	54 区画線の厚さが見本で確認できる。	1084 ○
	55 区画線の視認性が昼間、夜間ともに確認されている。	1085 ○
	56 設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除いて区画線の施工がなされていることを確認できる。	1086 ○
	57 区画線の消去が、表示材（塗料）のみの除去となり路面への影響が最小限となっていることが確認できる。	1087 ○
	58 プライマーを路面に均等に塗布して施工していることが確認できる。	1088 ○
	59 ●評価対象項目d 加減点＝-12.5点	1089 ○
	60 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	1090 ○

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
61	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。	1091 ○
62	●評価対象項目e 加減点=-25点	1093 ○
63	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	1094 ○
64	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。	1095 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

1 コンクリート構造物工事, 砂防構造物工事, 海岸工事, トンネル工事

●評価対象項目 1396 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目6

1 欠損, 粗骨材の露出がない。 1397 ○

2 コンクリートの沈下に起因するひび割れがない。 1398 ○

3 コンクリートの水和熱に起因するひび割れがない。 1399 ○

4 コンクリートの収縮に起因するひび割れがない。 1400 ○

5 鉄筋コンクリートの場合は, 鉄筋に達するひび割れがない。 1401 ○

6 打継目が一体化しており, この部分の補修の必要がない。 1402 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

2 土工事（盛土・築堤工事等）

●評価対象項目	1403 ○
加減点＝5点×該当項目数÷全項目5	
1 締固めが良好で沈下が終息している。	1404 ○
2 勾配変化点の処理がスムーズである。	1405 ○
3 将来の沈下を見越した天端の上げ越し高が適正である。	1406 ○
4 構造物へのすりつけがスムーズである。	1407 ○
5 法面のふくれ，亀裂，浸出水がない。	1408 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

3 切土工事

●評価対象項目		1409 ○
加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目7		
1	規定された勾配が確保されている。	1410 ○
2	切土法面に浮き石や根株などが残っていない。	1411 ○
3	切土と盛土の接続部では、すり付け切土（勾配1:4）を行い、支持力の急変を防いでいる。	1412 ○
4	完成後の通常の雨によって法面が損傷することを防止するための簡易な処理（局所的なブルーシート養生等）がなされている。	1413 ○
5	構造物へのすり付けがスムーズである。	1414 ○
6	雨水や滲出水による法面浸食がみられない。	1415 ○
7	残土及び伐木の処理が適正である。	1416 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

4 護岸・根固・水制工事

●評価対象項目 1417 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目5

1 ブロックが整積みの場合は空隙がない。乱積みの場合は空隙が均一である。 1418 ○

2 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 1419 ○

3 天端及び端部の仕上げが良い。 1420 ○

4 既設構造物とのすりつけが良い。 1421 ○

5 水衝部を有効に保護している。 1422 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

5 鋼橋工事

●評価対象項目 1423 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目5

1 補修を要する箇所がなかった。 1424 ○

2 部材表面に傷及び錆が無い。 1425 ○

3 溶接に均一性がある。 1426 ○

4 塗装に均一性がある。 1427 ○

5 ボルト部の防食処理が十分である。 1428 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

6 地すべり防止工事

●評価対象項目 1429 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目4

1 地山との取り合いが良い。 1430 ○

2 天端、端部の仕上げが良い。 1431 ○

3 不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。 1432 ○
 不可視部分は全域を撮影しなければならない。動画でもよい。

4 排水ボーリングの場合は排水量が安定している。アンカー工の場合はアンカー群の引張力のバラツキが少ない。抑止杭工の場合は滑動が終息している。 1433 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

7 舗装工事

●評価対象項目 1434 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目6

1 舗装の平坦性が良い。 1435 ○

2 表面の骨材の空隙が均一で密実である。 1436 ○

3 端部処理が良い。 1437 ○

4 構造物へのすりつけ等が良い。 1438 ○

5 雨水処理が良い。 1439 ○

6 乳剤や合材による周辺の汚れがない。 1440 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

8 法面工事

●評価対象項目 1441 ○
 加減点=5点×該当項目数÷全項目4

1 地山形状に無理なく密着している。 1442 ○

2 植生、吹付等の状態が均一である。 1443 ○

3 端部処理が良い。 1444 ○

4 植生工の場合は発芽が均一である。モルタル吹付の場合は厚みが均一である。構造物の場合は補修を要するひび割れがない。 1445 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

9 基礎工事(地盤改良等を含む)

●評価対象項目 1446 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目4

1 地盤支持力が均一である。 1447 ○

2 埋戻土の締固め度が良い。 1448 ○

3 端部及び天端の仕上げが良い。 1449 ○

4 不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。 1450 ○
 不可視部分は全域を撮影しなければならない。動画でもよい。

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

10 コンクリート橋上部工事

●評価対象項目 1453 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目6

1 欠損、粗骨材の露出がない。 1454 ○

2 コンクリートの沈下に起因するひび割れがない。 1455 ○

3 コンクリートの水和熱に起因するひび割れがない。 1456 ○

4 支承部の天端に水溜りができないように、水勾配をつけている。 1457 ○

5 コンクリートの収縮に起因するひび割れがない。 1458 ○

6 打継目が一体化しており、この部分の補修の必要がない。 1459 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

11 塗装工事(工場塗装を除く)

●評価対象項目 1460 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目5

1 塗装の均一性が良い。 1461 ○

2 細部まできめ細かな施工がされている。 1462 ○

3 補修を要する箇所がなかった。 1463 ○

4 下地処理が良好である。 1464 ○

5 色むらがみられない。 1465 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

12 植栽工事

●評価対象項目 1466 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目4

1 樹木の活着状況が良い。 1467 ○

2 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 1468 ○

3 強風に対する備えが十分である。 1469 ○

4 樹種の取り合わせ, 配置のバランスがよい。 1470 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

13 防護柵(網)工事

●評価対象項目 1471 ○
 加減点=5点×該当項目数÷全項目6

1 法線の出入りが目立たない。 1472 ○

2 端部処理が良い。 1473 ○

3 部材表面に傷及び錆が無い。 1474 ○

4 既設構造物等とのすりつけが良い。 1475 ○

5 きめ細やかに施工されている。 1476 ○

6 基礎の根入れが十分である。 1477 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

14 標識工事

●評価対象項目 1478 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目5

1 既設の標識や信号機との干渉を回避して設置している。 1479 ○

2 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 1480 ○

3 標識板の支柱に変色が無い。 1481 ○

4 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 1482 ○

5 標識板の文字のバランスや色がよい。 1483 ○

3出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ

検査員

15 区画線工事

●評価対象項目 1484 ○
 加減点=5点×該当項目数÷全項目5

1 塗料の塗布が均一である。 1485 ○

2 視認性が良い。 1486 ○

3 接着状態が良い。 1487 ○

4 施工前の清掃が入念に実施されている。 1488 ○

5 現地に合わせて、車両の動線が滑らかになるように作図されている。 1489 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

16 維持修繕工事

●評価対象項目 1503 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目4

1 小構造物等にも注意が払われている。 1504 ○

2 きめ細かな施工がなされている。 1505 ○

3 既設構造物とのすりつけが良い。 1506 ○

4 補修前より強度や耐久性が向上している。 1507 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

17 電線共同溝工事

●評価対象項目 1508 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目4

1 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 1509 ○

2 プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 1510 ○

3 不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。 1511 ○
 不可視部分は全域を撮影しなければならない。動画でもよい。

4 共同溝内への浸水がない。 1512 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

18 港湾築造工事（海岸築造工事を含む）

<p>●評価対象項目 加減点＝5点×該当項目数÷全項目6</p> <p>1 完成後の堤体の沈下を予測して、上げ越しの施工をしている。</p> <p>2 不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。 不可視部分は全域を撮影しなければならない。動画でもよい。</p> <p>3 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。</p> <p>4 きめ細やかな施工がなされている。</p> <p>5 景観に配慮すべき部分に自然石を利用している。 創意工夫のNo16（自主的に、特殊な工法や材料を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった）でも加点される。</p> <p>6 打継目が一体化しており、この部分の補修の必要がない。</p>	<p>1520 ○</p> <p>1523 ○</p> <p>1524 ○</p> <p>1525 ○</p> <p>1526 ○</p> <p>1527 ○</p> <p>1528 ○</p>
--	---

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

19 港湾浚渫工事（地盤改良工事を含む）

●評価対象項目 1529 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目4

1 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 1530 ○

2 不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。 1531 ○
 不可視部分は全域を撮影しなければならない。動画でもよい。

3 着工前と完成の出来形を容易に比較できる図面等を作成している。 1532 ○

4 浚渫及び盛り等の土砂が適切に処理されている。 1533 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

20 ブロック製作工事(ケーソン陸上製作工事を含む)

●評価対象項目 1534 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目5

1 欠損, 粗骨材の露出がない。 1535 ○

2 コンクリートの沈下に起因するひび割れがない。 1536 ○

3 コンクリートの水和熱に起因するひび割れがない。 1537 ○

4 コンクリートの収縮に起因するひび割れがない。 1538 ○

5 打継目が一体化しており, この部分の補修の必要がない。 1539 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

21 空港用地造成工事（排水工事、地盤改良工事を含む）

●評価対象項目	1540 ○
加減点＝5点×該当項目数÷全項目7	
1 締固めが良好で沈下が終息している。	1541 ○
2 将来の沈下を見越した天端の上げ越し高が適正である。	1542 ○
3 残土及び地盤改良剤の廃棄処理が適正である。	1543 ○
4 構造物へのすりつけがスムーズである。	1544 ○
5 勾配変化点の処理がスムーズである。	1545 ○
6 不可視部分の全部の写真及び主要な部分の出来形の記録が保存されている。 不可視部分は全域を撮影しなければならない。動画でもよい。	1546 ○
7 地盤支持力が均一である。	1547 ○

3 出来形及び出来ばえ

Ⅲ 出来ばえ

検査員

22 空港舗装工事

●評価対象項目 1548 ○
 加減点 = 5点 × 該当項目数 ÷ 全項目7

1 舗装の平坦性が良い。 1549 ○

2 表面の骨材の空隙が均一で密実である。 1550 ○

3 構造物等の表面仕上げ及び端部処理が良い。 1551 ○

4 構造物等へのすりつけ等が良い。 1552 ○

5 雨水処理が良い。 1553 ○

6 構造物等のきめ細やかな施工がうかがえる。 1554 ○

7 乳剤や合材による周辺の汚れがない。 1555 ○

4工事特性	施工条件等	総括監督員
1		
1	加減点=20点×該当項目数÷全項目15	1640 ○
1	● I 構造物の特殊性への対応	1641 ○
2	1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事	1642 ○
3	2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	1643 ○
4	(1. について) 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1645 ○
5	切土の土工量:20万m ³ 以上、盛土の土工量:15万m ³ 以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上、トンネル(シールド)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、	1646 ○
6	樋門又は樋管の内空断面積:15m ² 以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長:25m 以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の扉体面積:50m ² /門以上	1647 ○
7	トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100m ² 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m ² 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、	1648 ○
8	地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万m ³ 以上、流路工の計画高水流量:500m ³ 以上、砂防ダムの堤高:15m以上、ダムの堤高:150m以上、	1649 ○
9	転流トンネルの流下能力:400m ³ /s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上	1650 ○
10	(2. について) 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1651 ○
11	・設計図書と現地地形の相違により、受注者が行った測量結果に基づいて大幅な設計変更(変更額が当初契約額の1割を超える)をした工事	1652 ○
12	・次のいずれかの工事。①軌道内の工事と連携して施工する工事。②出水期(6~9月)に河川堤外地又は溪流で施工する工事	1653 ○
13	・供用中の道路トンネルの工事	1654 ○
14	・ケーソンの回航距離が25海里以上の工事	1655 ○
15	・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事	1657 ○
16	・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。	1658 ○
17	・地山強度が低い又は土被りが薄いため、地山の変位を毎日計測しながら施工した工事	1659 ○
18	● II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	1660 ○
19	3. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事	1661 ○

考査項目別運用表	考査項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
20	4. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	1662 ○
21	5. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	1663 ○
22	6. 現道上での交通規制に大きく影響する工事	1664 ○
23	7. 緊急時に対応が特に必要な工事	1665 ○
24	8. 施工箇所が広範囲にわたる工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの）	1666 ○
25	9. 特殊な海上工事、圧気ケーソンその他の危険を伴う工事	1667 ○
26	(3. について) 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1670 ○
27	・供用中の軌道又は道路の直上又は直下で作業する工事	1671 ○
28	・工事現場に隣接する建物が変動するおそれ又は地下埋設物に悪影響が及ぶおそれがあり、これを回避する対策を行う必要がある工事	1672 ○
29	・工事発注後の監視の結果に基づき、大幅な工法の変更（変更額が当初契約額の1割を超える）を行った工事	1673 ○
30	(4. について) 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1674 ○
31	・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設又は撤去について、施工工程の管理に特に注意を要した工事	1675 ○
32	・工事発注後に、環境対策や第三者の同意・協力を必要とし、それが工程上のクリティカルパスになった工事	1676 ○
33	・工事発注後に、夜間作業を指示された工事又は1日の作業可能時間が標準より短縮された工事	1677 ○
34	(5. について) 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1678 ○
35	・トンネル工事を除く夜間工事 市街地に限らない。	1679 ○
36	・DID地区での工事	1680 ○
37	(6. について) 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1681 ○
38	・日交通量が概ね5000台以上の道路又は自動車専用道路において、交通誘導を行いながら施工する工事	1682 ○
39	・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。	1683 ○
40	・夜間工事の翌朝に交通開放を行う施工期間が1月以上ある工事	1684 ○
41	(7. について) 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1685 ○

考查項目別運用表	考查項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
42	・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。	1686 ○
43	(8. について) 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1687 ○
44	・施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超える工事	1688 ○
45	(9. について) 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1689 ○
46	・定期旅客船の航路に接して海上工事を行う工事	1690 ○
47	・ゲージ圧が0.1MPa以上の高圧室内作業を伴う工事	1691 ○
48	・次のいずれかの工事。①酸素欠乏危険場所で作業を行う必要がある工事、②有毒ガス、可燃性ガス、じん肺の対策が必要な工事、③掘削の高さ又は深さが10m以上である場所に作業員を立ち入らせる必要がある工事	1692 ○
49	●Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応	1696 ○
50	10. 特殊な地盤・地理的条件への対応が必要な工事	1697 ○
51	11. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	1698 ○
52	12. 急峻な地形及び土石流危険溪流内での工事	1699 ○
53	13. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	1700 ○
54	14. 厳しい海象条件の下で行う工事 泊地や航路に限らない。	1701 ○
55	(10. について) 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1704 ○
56	・工事発注後に地下水位が高いことが判明したことから、広範囲にわたる地下水位の低減対策を必要とした工事	1705 ○
57	・支持地盤の形状が複雑なため、地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事	1706 ○
58	・離島のほか、資機材の全部又は一部を海上運搬する必要があり、稼働率に制約を受ける工事 全ての離島が該当する。内地でも海上運搬が必要な工事は該当する。	1707 ○
59	(11. について) 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1708 ○
60	・降雨、風雪等の自然条件の影響を受けて稼働率が安定しない工事・高温により作業員の稼働率が低下する工事	1709 ○
61	・冬季風浪(11月～2月)の影響を受けて作業船の稼働率が安定しない工事	1710 ○
62	(12. について) 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1711 ○
63	・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。	1712 ○

考査項目別運用表	考査項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
64	・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。	1713 ○
65	土石流の発生が予想される溪流内で施工する工事 土石流危険溪流指定区域に限らない。	1714 ○
66	（13. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1715 ○
67	自然公園法の特別地域内で行う工事又は条例等によって工作物の新築・改築若しくは土地や海底の形状の変更について規制を受ける地域で行う工事	1716 ○
68	（14. について） 下記のいずれかに該当すれば加点する。	1717 ○
69	・潮流が早い又は潮位差が大きいため作業船の位置保持が困難である工事	1718 ○
70	●IV長期工事における安全確保への対応	1722 ○
71	15. 工期が12ヶ月を超える工事において、工事事故（工事関係者事故及び公衆損害事故）に関する法令遵守等の減点がなかった工事 事故が発生しても、事故が軽微で、安全管理に不備がないと判断されて減点がなければ加点対象となる。	1723 ○

	5創意工夫	創意工夫	監督員	
1				
	●評価対象項目			1727 ○
	加減点は1項目あたり1点で、7点が上限。			
1	施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1728 ○
2	設計図書で指定されていないコンクリート二次製品等を利用して、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1729 ○
3	土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1730 ○
4	部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1731 ○
5	設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1732 ○
6	給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1733 ○
7	照明などの視界の確保に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1734 ○
8	仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1735 ○
9	運搬車両、施工機械等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1736 ○
10	支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 セパレーターのかぶりを確保するために、いわゆる「ロングPコン」などを使用した場合は該当する(2019/3/18追加)。			1737 ○
11	盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1738 ○
12	施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1739 ○
13	出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1740 ○
14	施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1741 ○
15	ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れたことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。 情報化施工の試行要領(土木部,農政部)で規定する全ての施工プロセスにおいてICTを活用した工事を評価			1742 ○
16	自主的に、特殊な工法や材料を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。 景観に配慮すべき部分に自然石を使用した場合は該当する。			1744 ○
17	自主的に、優れた技術力又は能力として評価する技術を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1745 ○
18	NETISの「有用な新技術」に登録された技術を活用したことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1747 ○
19	土工、設備、電気の品質向上に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。			1753 ○

考査項目別運用表	考査項目順（上段：新規定 下段：運用）	連番 改定
20	コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1754 ○
21	鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1755 ○
22	配筋、溶接作業等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1756 ○
23	安全衛生教育に関する工夫を行った。	1758 ○
24	安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）	1760 ○
25	現在の法令の基準を上回る安全対策を実施した。（法律で義務化される前に取り入れた安全対策や任意の安全対策ほか） 法律で義務化される前の取組みを評価する。	1761 ○
26	現場事務所等の働く環境を快適にする工夫を行った。	1762 ○
27	熱中症防止のために、こまめに休憩時間を設定し、高温時には作業を中断した。	1763 ○
28	一般通行車両や歩行者等との交通事故の防止に関する工夫を行った。	1764 ○
29	熱中症防止のために効果のある装置を設置し、又は機材を作業員に支給した。 本県特有の作業環境に配慮して、労働災害防止の観点から評価する。ミスト発生機、スポットクーラー、クールジャケットほか。	1765 ○
30	環境汚染の防止に関する工夫を行った。	1766 ○
31	海上事故の防止に関する工夫を行った。	1767 ○
32	現場閉所による週休2日（4週8休以上）を達成した。 現場閉所率が28.5%以上であることが休日取得計画表が提出され、確認できる。「週休2日」試行工事でもよい。	1768 ○
33	ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工、遠隔臨場、情報共有システムに取り組んだ。 ①情報化施工の試行要領（土木部、農政部）による簡易型以上を実施した。②遠隔臨場施工要領による段階確認を複数回実施した。③情報共有システム活用要領に基づくシステムを利用した。以上の3項目中2項目を達成した工事を評価	1769 ●
34	建設キャリアアップシステムを活用した。 建設キャリアアップシステム活用工事試行要領に基づく試行工事であり、基準を達成した工事を評価	1770 ●

6社会性等	地域への貢献等	総括監督員
1		
	●評価対象項目	1782 ○
	加減点＝10点×該当項目数÷全項目7 ※地域貢献活動は受注者の自主的な活動であるから、発注者側から強要するようなことはあってはならない。	
1	工事現場周辺（現場と同じ大字（市内の場合は町）の範囲をいう。以下同じ。）の共有用地や共有施設（学校、バス停を含む）の整備や修繕等を行った。 1回でよい。	1783 ○
2	工事現場周辺で一般向けの憩いのサービスを提供した（トイレの開放、観光案内、木陰のベンチほか）。 負担の少ないものでもよい。	1784 ○
3	当該工事に関する広報（SNSによる電子版を含む）を行った。 スマホ版でもよい。自社のPRを兼ねてよい。	1785 ○
4	工事現場周辺で、除草又は清掃等の美化作業を行った。 道路に限らない。1回でよい。	1786 ○
5	工事現場周辺の地域の行事に参加若しくは協賛し、又は準備の支援をした。 小規模の行事でよい。手伝いでもよい。1回でよい。	1787 ○
6	工事現場周辺の地域がかかえる課題に対して協力活動を行った。災害救援活動（降灰、積雪を含む）、環境保全活動（生態系保全のための外来動植物の駆除を含む）、集落支援活動その他。 ①活動はハード（機材）、ソフト（人的）を問わない。1回でよい。②かごしまエコファンドを活用したカーボンオフセットの実施は環境保全活動として評価する。【三部総括工事監査監通知（R元.12.16）】	1788 ○
7	指定主要資材7品目に該当する資材はすべて県産資材を使用した。 指定主要資材7品目（レディミクストコンクリート、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝）のうち、いずれかを使用する工事において、指定主要資材はすべて県産資材を使用した	1789 ○

7法令遵守等		法令遵守等	総括監督員
1	●評価対象項目		1790 ○
	評定点合計に対する減点は下記のとおり。		
1	指名停止3ヶ月以上 -20点		1791 ○
2	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 -15点		1792 ○
3	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 -13点		1793 ○
4	指名停止2週間以上1ヶ月未満 -10点		1794 ○
5	文書注意 -8点		1795 ○
6	口頭注意 -5点		1796 ○
7	工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 「工事事故に関する評定基準」(H29.1.1)が定める減点による。		1797 ○
8	その他		1798 ○
9	項目該当なし		1800 ○
10	※総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。		1801 ○
11	【上記で評価する場合の適応事例】		1802 ○
12	1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。		1803 ○
13	2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。		1804 ○
14	3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。		1805 ○
15	4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。		1806 ○
16	5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。		1807 ○
17	6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。		1808 ○
18	7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。		1809 ○
19	8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。		1810 ○
20	9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。		1811 ○

考査項目別運用表	考査項目順（上段:新規定 下段:運用）	連番 改定
21	10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。	1812 ○
22	11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。	1813 ○
23	12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。	1814 ○
24	13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	1815 ○
25	14. 安全管理が不適切であったことから、工事関係者事故又は公衆損害事故を起こした。	1816 ○
26	15. 総合評価落札方式工事の配置技術者がやむを得ない理由で途中交代し、配置予定技術者の能力加算点を満たさない場合は、5点減点する。 評価項目「8 その他」で5点減点する。	1817 ○
27	16. 総合評価落札方式工事において、技術資料で建設キャリアアップシステムの運用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1818 ○
28	17. 発注者指定型のICT活用工事において、やむを得ない理由以外でICT活用工事の全ての施工プロセスの採用ができなかった場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1819 ○
29	18. 総合評価落札方式工事において、技術資料で登録基幹技能者の活用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1820 ○

